

健康医療推進分科会及び各計画について

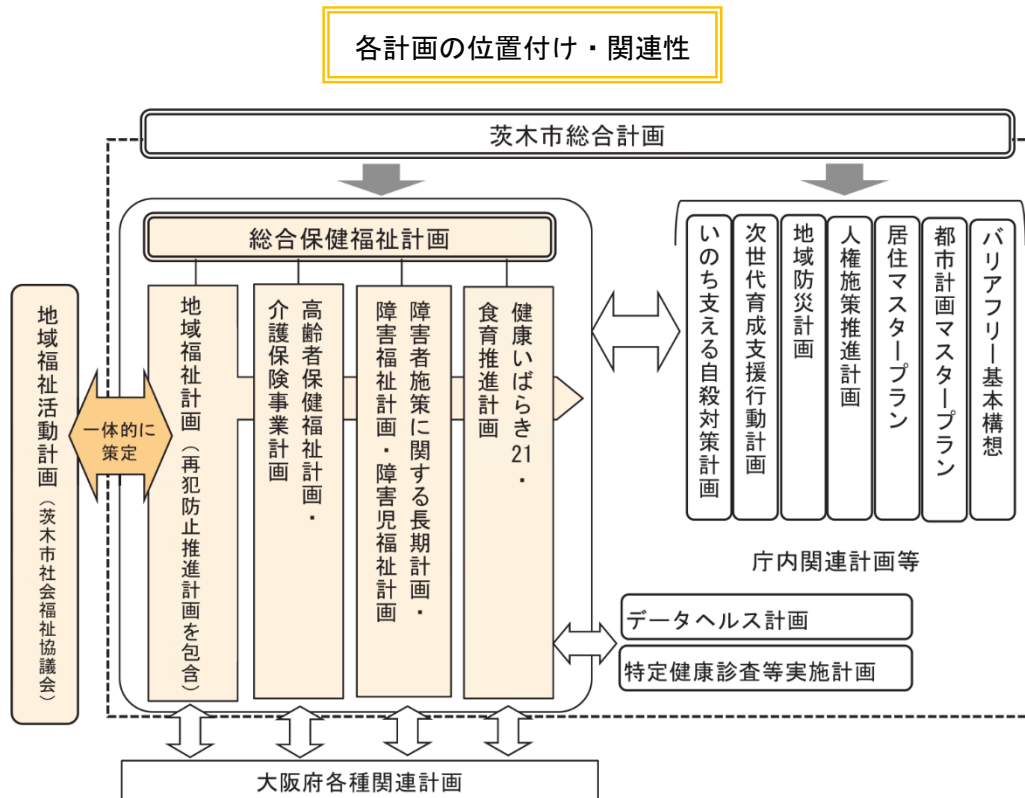
1 健康医療推進分科会について

茨木市総合保健福祉計画（以下、総合保健福祉計画）は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づくもので、第1編を総合保健福祉計画、第2編を分野別計画とした、保健福祉の領域における総合的な計画として、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間とし策定（第2次）しています。

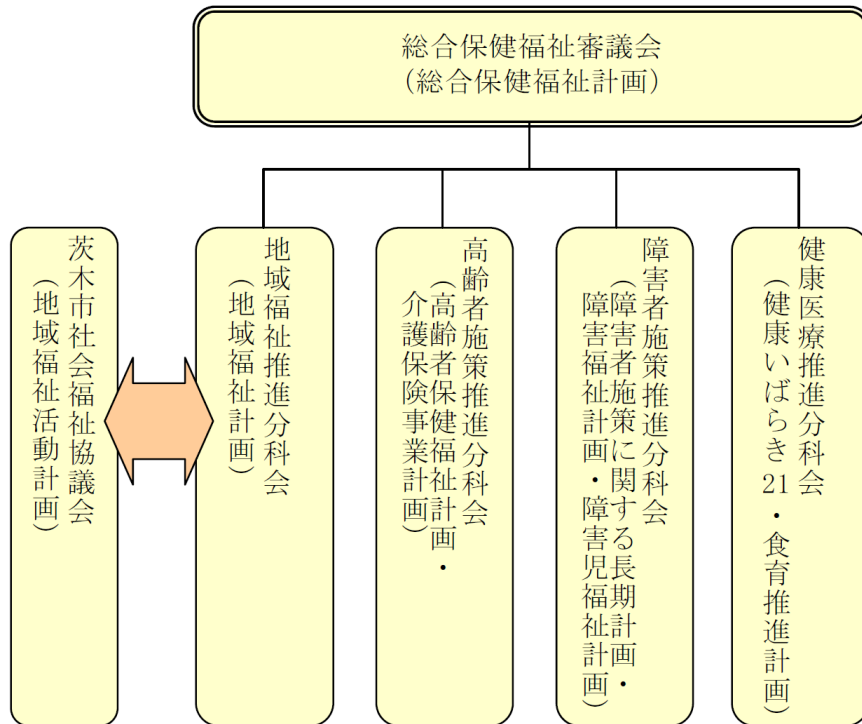
分野別計画の一つとして「健康いばらき21・食育推進計画」があり、本市国民健康保険の健診結果やレセプトデータを活用し、保健事業の効果的・効率的な実施を図る「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び、特定健康診査・特定保健指導の実施方法等を定めた「特定健康診査等実施計画」と生活習慣病予防という目的を共有し、策定したものです。

総合保健福祉計画の策定にあたっては、総合保健福祉審議会において審議するとともに、各分野別計画の審議を分掌するため分科会を設置し、健康医療推進分科会においては「健康いばらき21・食育推進計画」の審議をはじめとして、健康医療に係る計画の策定、変更及び推進等を分掌しています。

健康医療推進分科会では、健康医療分野の計画について進行状況を報告し、いただいた意見・提案を反映させながら進行管理を行うとともに、取組の継続的な見直しを行うことにより、施策全体の改善及び向上へとつなげていきます。会議は原則公開とし、傍聴の受け入れも行います。また、会議録を作成するとともに、市ホームページへの掲載、情報ルーム、図書館への設置等により、会議の結果を公表します。



審議会体系図及び所管計画



2 健康医療分野各計画の概要

(1) 「健康いばらき21・食育推進計画」

健康増進計画としての「健康いばらき21」と食育推進計画としての「茨木市食育推進計画」について、健康づくりと食育の取組を総合的に推進するため、平成30年度に一体化して策定（第3次）しています。

令和2年度には、中間評価として、毎年度の業務実績で確認できる指標と、健康実態を把握できる項目を使用して総合的な評価を行い、新型コロナウイルス感染症を想定した『新しい生活様式』を踏まえ、適切な生活習慣の理解・実践につながる健康づくりやヘルスリテラシーの向上等を目標とし、各施策の取組を推進しています。

◆ 「健康いばらき21」

根拠法令：健康増進法第8条

健康寿命の延伸や生活の質（QOL）の向上を目指し、市民の健康づくりに関する推進体制を一層充実するため、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防の推進に向けた具体的な目標を定めた計画として策定しています。

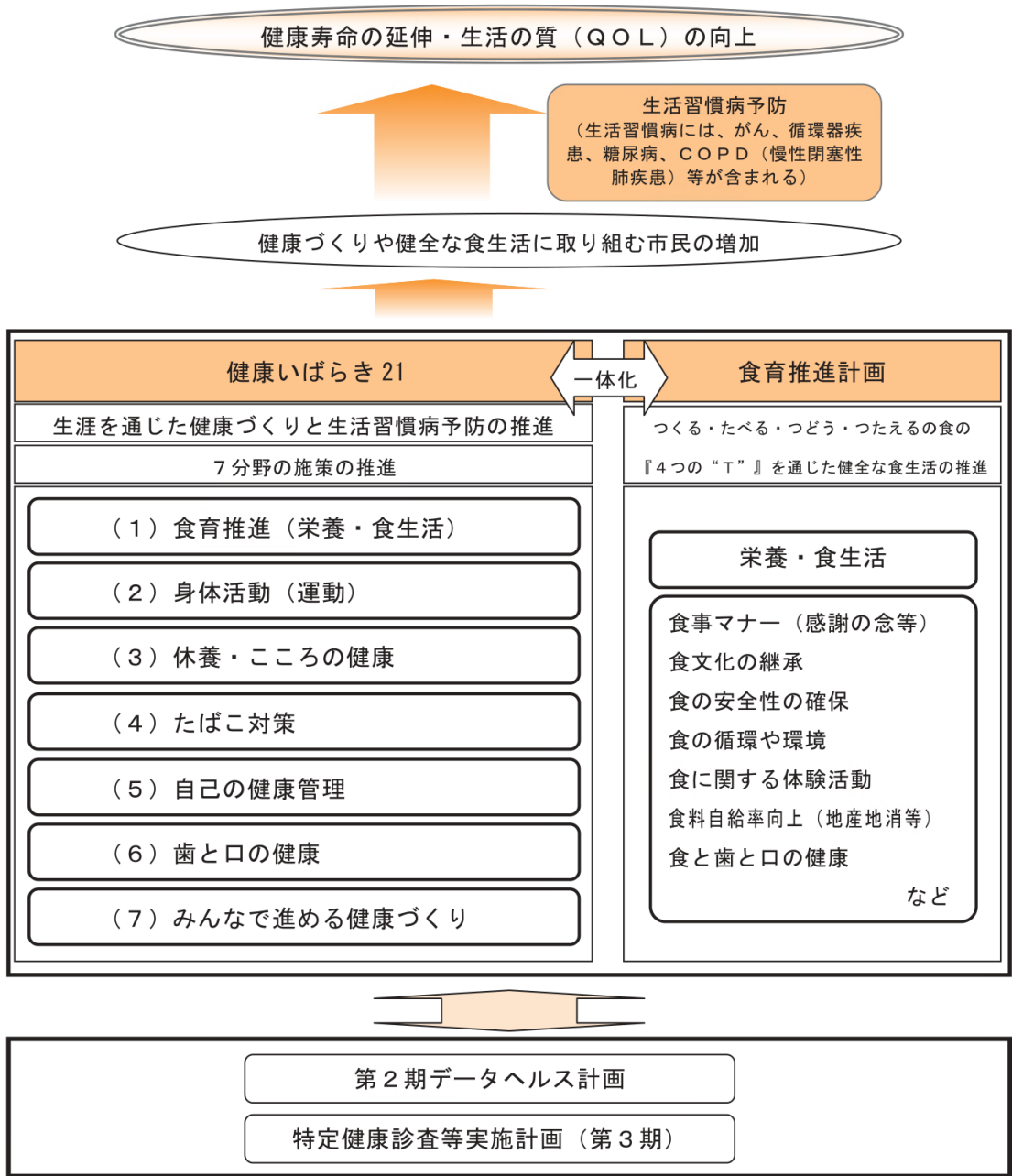
◆「食育推進計画」

根拠法令：食育基本法第18条

市民が「食」に関心を持ち、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するなど、食の『4つの“T”』を通じた健全な食生活の推進に向けた計画として策定しています。

※『4つの“T”』…『つくる・たべる・つどう・つたえる』

健康いばらき21・食育推進計画（第3次）のイメージ図



(2) 「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」

健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的とし、本市国民健康保険の健診結果やレセプトデータを活用し、保健事業の効果的・効率的な実施を図るため、平成 30 年度（2018 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 6 年間で計画期間として策定（第 2 期）しています。

根拠法令：国民健康保険法第 82 条（厚労省指針）

(3) 「特定健康診査等実施計画」

医療費の適正化に向けた生活習慣病の予防徹底を実現し、生涯にわたって生活の質の維持・向上を図るため、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査（特定健診）及び特定保健指導（保健指導）の実施と、これらの実施に関する計画を策定し、特定健診・特定保健指導の効果的かつ効率的な実施に取り組んでいます。

現計画は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 6 年間で計画期間として策定（第 3 期）しています。

根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条

(4) 「茨木市いのち支える自殺対策計画」

本市では、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や庁内関係課とともに様々な自殺対策を進めてきました。

平成 28 年には「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられたことで、これまでの取組を発展させ全庁的な取組として自殺対策を推進するため、平成 31 年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 5 年間で計画期間として「茨木市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

根拠法令：自殺対策基本法第 13 条第 2 項

3 令和4年度以降の健康医療推進分科会の予定について

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、通常開催に戻することを想定し、例年通り年1～2回（8月頃、11月頃）の開催を見込んでおりますが、次期計画策定に伴うアンケート等の実施検討状況によっては、開催回数が増える可能性があります。

令和5年度は、各計画策定年度であることから、年4～5回（5月頃、8月頃、10月頃、11月頃、2月頃）の開催を予定しております。

健康医療分野各計画の期間

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
健康いばらき21・食育推進計画（第3次）					
茨木市いのち支える自殺対策計画					
第2期茨木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）					
茨木市特定健康診査等実施計画（第3期）					

健康いばらき21・食育推進計画(第3次) の取組状況について

※令和3年度の実績は、11月末現在のものです。
現状値が不明のものは(ー)と表記しています。

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策 みんなで進める健康づくり

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 家庭、学校、 地域の関係機 関等と連携し た健康づくり の推進	食育推進ネットワーク	4	47	1	39	1	16	設定なし
	自殺対策ネットワーク	1	29	1	33	1	23	
	健康づくりネットワーク	—		—		1	16	
	関係機関への啓発	112	機関	193	機関	36	機関	
	高校・大学	10	校	17	校	11	校	
	民間団体	30	団体	18	団体	9	団体	
	企業	38	社	110	社	5	社	
	その他	34		48		11		
② 健康に関する 相談の実施	総合健康相談（随時）	911		948		324		設定なし
	栄養と食生活の相談	18	28	12	31	10	16	
	歯と口の健康相談（随時）	18		39		24		
	Eメール相談	—		11件		9件		
	離乳食	—		9件		8件		
	禁煙	—		2件		1件		

- 【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】
 - 食育推進ネットワーク及び自殺対策ネットワークについて、令和2年度は書面開催としたが、3年度は感染症対策を工夫し、グループワーク等も実施した。
 - 関係機関への啓発については、令和2年度に引き続き、コロナ禍で特に心理的な不安や身体の不調を来している若年者への啓発を重点的に行った。
 - 健康に関する相談については、掲載方法を検討し、広報11月号から相談件数の拡大を図っている。
- 【評価と課題】
 - 関係機関と連携した健康づくりの推進につきましては、令和3年度は当初から新型コロナウイルスワクチン接種業務を最優先としたため、特に企業等との連携・協力件数が減少していますので、取組を進める必要があります。
 - Eメール相談については、広報誌での周知を継続して行っていますが、相談件数は伸びていない状況です。特に、離乳食相談についてはこども健康センターでチラシを配布していますが件数は伸びていない状況ですので、引き続き周知方法の検討が必要です。
 - オンライン相談については、自殺対策として取組方法を検討しています。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策(1) 食育推進(栄養・食生活)

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標	
		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
		回数	人数	回数	人数	回数	人数		
① 家庭における食育の推進	健康づくりセミナー	—	—	9	148	8	136	1日2回以上野菜をとる市民の割合増加	
	内個別	BMI 18.5未満	—	—	9	77	8		31
	BMI 25.0以上	—	—	9	46	8	30		
	出前講座	10	134	3	27	1	2		
	離乳食・幼児食	8	95	2	7	1	2		
	一般	2	39	1	20	0	0		
	朝ごはんプロジェクト	—	—	1	59	1	27		
健康づくりセミナー(食育SAT)	—	—	9	148	8	136			
② 保育所(園)、幼稚園、小・中学校における食育の推進	子どもクッキング	2	57	0	0	0	0	減塩に取り組んでいる市民の割合増加	
	食育SAT(学校)	15	502	1 (貸出)	151	0	0		
③ 地域における総合的な食育の推進	食育推進ネットワーク	27	団体	29	団体	30	団体	朝食を食べる市民の割合増加	
	地方公共団体、教育、保育、社会福祉、医療及び保健等	12	団体	12	団体	12	団体		
	農林漁業等	2	団体	2	団体	2	団体		
	食品の製造、加工、流通、販売、調理等	11	団体	11	団体	12	団体		
	民間団体、ボランティア等	4	団体	4	団体	4	団体		
	食育ネットワーク通信	5,066	部	11,633	部	172	部		
	ポスター展等	—		1	115	2	240		

- **【地域におけるポスター展の実施状況】**
 - 地域における食育の推進として、食育推進ネットワーク参加団体と連携し、バランスのとれた食生活や地産地消の啓発を行った。
 - あしはら食育展
日 時：10月30日（土）
場 所：葦原コミュニティセンター
来場者：61名
 - 食育推進ネットワークポスター展
日 時：11月14日（火）～16日（木）
場 所：東保健福祉センター
来場者：179名

- **ポスター展アンケート結果**
 - 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べていますか

	食べている	食べていない
39歳以下男性	5人	3人
40歳以上男性	70人	21人
39歳以下女性	13人	13人
40歳以上女性	91人	21人

食べようと思う
6人
87人
20人
105人
 - 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいきますか

	選んでいる	選んでいない
39歳以下男性	1人	6人
40歳以上男性	46人	42人
39歳以下女性	15人	6人
40歳以上女性	92人	18人

選ぼうと思う
6人
69人
19人
99人

- **【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】**
 - 感染症対策のため、緊急事態宣言期間中は若年健康診査時の健康づくりセミナーを中止した。

- **【評価と課題】**
 - 保育所（園）、幼稚園、小・中学校における食育の推進について、食育推進ネットワークにおいて「朝ごはん」をテーマに子どもクッキングを地域で実施し、地域における子供に対する食育を推進する必要があります。
 - 地域における食育の推進について、ポスター展で実施したアンケートの結果、食事のバランスや地産地消に関する意識の向上が見られたため、引き続き各地域に出向いて啓発を行うこととします。
 - 朝食摂取の啓発を行う「毎日食べよう！朝ごはんプロジェクト」について、市公式アプリ「いばライフ」を用いた応募へのハードルの高さが課題となったため、今後は電子申請システム「LoGo フォーム」、メール等を活用した募集を検討します。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（2）身体活動（運動）

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標	
		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
		回数	人数	回数	人数	回数	人数		
① 身体活動の 必要性に関する 周知・啓発	いばらき健康 マイレージ (登録者数)	4,499人		9,905人		12,121		日常生活に おける歩数 の増加 週1回以上 運動やスポ ーツに取り 組む市民の 割合増加	
	市イベント登録 (アスマイル)	19回		51回		33回 (うち8回中止)			
② 運動の習慣化 への取組	平均歩数 (アスマイル)	男	8,560歩		7,684歩		8,182歩		
		女	5,729歩		5,516歩		5,719歩		
	ICT活用 (アスマイルログイン数)	1,617 (1日平均)		2,411 (1日平均)		3,243歩 (1日平均)			
	体力向上	—		—		1 10			
	【国保】運動	—		—		2 (11)			
③ 運動が気軽に できる環境の 整備・充実	【国保】フィット ネスクラブと の連携	—		—		(協定締結) 6店舗			

※ 【国保】運動：フィットネスクラブとの連携での利用者数（希望者数）

- 【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】
 - おおさか健活マイレージ アスマイルを活用したイベントについては、三密を避けるための感染症対策が可能な小規模イベントで情報提供を行い、ヘルスリテラシーの向上を目的にした。
 - 運動指導を強化するため、茨木市国民健康保険特定保健指導に係る産官連携事業（国保）の取組を始めた。
- 【評価と課題】
 - 「いばらき健康マイレージ事業（いばらき健活ポイント）」の登録者については、周知・啓発の効果があり、令和2年度の目標値（6,340人）を上回っています。令和3年度につきましても、大阪府の計画と整合性を図りながら取り組んでまいります。
 - 運動の習慣化への取組につきましては、『新たな日常』を考慮した「家族でも」「一人でも」参加でき、身体活動量が増える取組が必要と考えており、スポーツ推進計画との整合性を図りながら取り組んでまいります。
 - コロナ禍の心身のストレスに対する免疫力や抵抗力、環境に適応する能力である防衛体力の向上を目的とした取組を進めます。
 - 国保産官連携事業につきましては、市全域で対象者が店舗を選ぶことができ、対象者が通いやすい店舗を増やすことができるよう取り組んでまいります。

基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（3）休養・こころの健康

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 睡眠や休養の重要性に関する周知・啓発	啓発物品配布	556部		1,716部		1,171部		睡眠による休養が十分取れている者の割合増加
	出前講座	5	120	1	15	1	10	
	リーフレット配布	-	-	3,723部		42,763部		
	③ こころの健康に関する周知・啓発	—		—		8	193	
	啓発	中央図書館で自殺予防コーナーを設置 (自殺予防週間・自殺対策強化月間)						
② アルコールに対する正しい知識の周知・啓発	リーフレット配布	14,100人		10,927人		5,775人		妊娠中の飲酒率 0%
	広報誌等掲載	8月		8月、11月		8月、11月		
④ 自殺予防	ゲートキーパー養成研修	3	60	1	35	4	366	自殺者数の減少
	こころの相談室	18	24	16	17	—		
	こころのケアセンター	—		137件		11件 (6月まで)		
	こころの健康相談	—		—		70件		
	推進会議	1	21	0	0	1	20	
	自殺対策ネットワーク連絡会	1	29	1	33	1	23	
		30団体		31団体		31団体		

● 【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】

- 新型コロナウイルス感染症による生活の変化への不安等への対応のため、専用電話相談窓口として開設したこころのケアセンターは6月末に終了し、精神保健福祉士等による「こころの健康相談」として来所・電話・訪問対応に拡充した。
- 若年者自殺予防対策として、こころの健康相談窓口リーフレットを市内の小中学校・高校等に配布した。また、大学生にゲートキーパー養成講座を実施した。

● 【評価と課題】

- アルコール・薬物等に対する正しい知識の周知・啓発については、プレコンセプションケアチェックシートを活用し、若年の男女が自身の身を守るための知識とスキルの向上を備えることができるよう推進してまいります。
- 自殺者数は、前年同月比8人減の状況です。こころの健康の周知・啓発や相談支援を継続する一方で、社会資源との連携や、ゲートキーパー等の育成並びに依存症等の病気に対する正しい知識の普及を図る必要があります。

茨木市のちささえる自殺対策計画

1 自殺統計に基づく自殺者数（自殺日、住居地） 令和3年：1月～10月まで

各年1～12月	総数	男性	女性
令和3年（暫定値）	28	21	7
令和2年	38	23	15
令和元年	31	21	10

男性	20未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
令和3年	3	7	2	3	2	1	1	2
令和2年	0	2	3	2	8	2	3	3
令和元年	1	2	4	3	3	2	4	2

女性	20未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
令和3年	0	1	1	1	3	0	1	0
令和2年	2	2	2	2	1	1	4	1
令和元年	0	0	1	1	2	1	2	3

2 原因・動機別

	家庭	健康	経済生活	勤務	男女	学校	その他	不詳
令和3年	6	9	7	3	0	4	2	0
令和2年	10	31	2	3	1	3	2	1
令和元年	3	18	8	2	2	1	4	1

※ 明らかに特定できる原因・動機を計上、他の報告と一致しないことがある。

3 自殺対策計画進捗

令和3年度

① 自殺対策推進会議

- ・ 令和2年度の自殺対策計画進捗確認 他

② 第1回 自殺対策ネットワーク連絡会

- ・ 令和2年度の府・市の状況報告（保健所）
- ・ 生きる支援に関連する施策の共有 他

③ 第2回 自殺対策ネットワーク連絡会 2月14日（予定）

- ・ こころの健康づくり講演会
講師 藍野短期大学 飯田 英晴 教授
内容 こころの健康を学ぶ～うつ病と自殺の関連、自死遺族支援について～
- ・ 生きる支援に関連する施策のアイデア報告 他



基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（4）たばこ対策

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 禁煙の 推進	禁煙相談（健康診査時）	349		191		150		妊娠中の 喫煙率0% たばこを吸う 市民の割合 減少
	禁煙相談（妊娠届出時）	37		22		21		
	禁煙相談（Eメール）	—		2件		1件		
	禁煙相談周知・啓発 （連携協定）	—		—		1	4,205	
② 喫煙防止 対策の 推進	教材貸出	1	141	4	205	2	320	
	啓発リーフレット配布 （特定健診）	12,117		10,169		5,775		
	啓発リーフレット配布 （若年健診）	896		622		320		
③ 受動喫煙 防止対策 の推進	公共施設敷地内禁煙	75.0%		69.9%		69.9%		敷地内100%
	公共施設建物内 （屋内）禁煙	100%		100%		100%		建物内100%
	第二種施設 （受動喫煙防止対策協力施設）	—		23		23		—
	受動喫煙相談	—		94		11		—

- 【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】
 - 受動喫煙のリスクがある店舗等に対して、関係課と連携して受動喫煙に対する理解・啓発を行った。
 - 連携協定企業と協力し、禁煙相談の周知を行った（Jリーグ観戦時）。
- 【評価と課題】
 - たばこを吸う市民の割合の減少については、社会環境整備を進めることが必要であり、「たばこ規制枠組条約（FCTC）」には環境整備はたばこの消費量や喫煙率減少・受動喫煙の防止につながる科学的証拠があるされている。改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例による法規制等の強化により喫煙率が効果的に減少するよう、周知・啓発の強化が必要である。
 - 未成年者に対する取組としましては、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康影響についての知識を啓発し、理解を促し、禁煙行動につなげる必要がある。
 - 60歳以降にCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の罹患者が増えるので、喫煙者に対して、COPDについての知識啓発と、早期診断による治療開始でQOLが維持されることを周知し、重症化予防に努める。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（5）自己の健康管理

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 健康に関する 情報の周知・ 啓発 ④ かかりつけ 医・歯科医・ 薬剤師（薬局） の周知・啓発	健康づくりセミナー（若年健診）	13	301	9	340	8	320	適正体重の 市民の割合 増加
	若年健診 情報提供	—	—	—	—	5	57	
	出前講座	9	165	4	42	2	240	
	資料提供 （がん検診、 特定健診等）	143	5,292	173	3,355	94	3,495	
② 受診しやすい 健（検）診の 推進	人間ドック、 脳ドックの助成	人：718件 脳：438件	人：568件 脳：293件	人：513件 脳：287件				がん検診 受診率 胃：40% 肺：45% 大腸：40% 子宮：45% 乳：45% 特定健康 診査受診率 35.9%
	健診ガイド配布	132,563部	137,000部	133,962部				
	がん検診 （受診率）	胃：3.0% 肺：8.5% 大腸：8.2% 子宮：18.0% 乳：15.3%	胃：2.5% 肺：6.5% 大腸：6.3% 子宮：16.5% 乳：12.9%	胃：1.7% 肺：3.3% 大腸：3.1% 子宮：12.8% 乳：9.4%				
	特定健康診査 （受診率）	33.3%	25.9%	9.3% （11月末時点）				
③ 健（検）診後 の支援体制の 充実	情報提供	対象者 1,218人		対象者 870人		対象者 351人		特定保健 指導実施率 60%
	特定保健指導	実施率 64.3%		実施率 66.1%		実施率 32.2%		
		終了率 69.5%		終了率 71.6%		終了率 3.7%		
健診結果説明会	25	1,100	20	737	19	635		

- 【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】
 - 特定保健指導等の事前承諾なしの家庭訪問は中止した。その他の面談等は中止せず実施した。
- 【評価と課題】
 - 健診等の受診率については、引き続き増加を目指した取組を検討中である。
 - 特定保健指導実については、市内フィットネスクラブ（6施設）と連携し、運動指導を受ける機会の無料提供を令和3年9月から実施している。また、特定保健指導へのインセンティブ導入を検討中である。
 - 健康手帳の配布は終了し、ホームページからの印刷とした。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（6）歯と口の健康

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成元年度		令和2年度		令和3年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 歯と口の健康に関する 周知・啓発	歯科出前講座	17	201	2	7	11	77	むし歯のない 幼児の割合増加
	幼児食講習会	3	35	1	2	2	6	
	啓発イベント	4	182	1	182	1	未	
	関係機関ポスター掲示	—		—		1	34	
② 生涯に おける 歯科保健 の推進	むし歯のない幼児 (3.6歳児健診)	89.9%		89.0%		92.3%		60歳で24本以上の 歯を有する市民 の割合増加
	むし歯のない児童(小6)	76.6%		76.2%		78.5%		
	むし歯のない生徒(中1)	68.7%		74.8%		77.2%		
	60歳以上の咀嚼良好者	98.4%		96.7%		55.1%		
	60歳で24本以上の 歯を有する者	82.9%		81.9%		78.0%		
③ 歯科健康 診査 の推進	3.6歳児歯健康診査 受診率	97.2%		91.5%		95.1%		歯科健診受診率 向上
	妊婦歯科健康診査受診率	40.9%		37.8%		7.4%		
	成人歯科健康診査受診率	12.2%		11.4%		7.4%		
	成人訪問歯科健康診査 受診者数	355		295		124		

● 【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】

- 歯科出前講座：つどいの広場にて対面及びリモートで実施し、未実施の広場へ歯科疾患の予防・早期発見の理解を進めるため啓発資料を配付しました。
- 産官学連携
 - 立命館大学経営学部：若い世代から健診受診の必要性を働きかけるため、歯科健診受診勧奨及び若年層における歯科受診の意識調査分析を依頼しています。
 - 梅花女子大学大学院：高齢になっても健康的な食生活を維持できるよう、健診の咀嚼嚥下項目について分析を依頼しています。
 - サンスター株式会社：歯と口の健康づくりに係る普及啓発を検討しています。
- FLOSS OR DIE プロジェクト：コロナ禍の影響から定期歯科受診が減少していることを鑑み、予防的取組として児童を対象にデンタルフロスを配付しています。若年層へのフロス浸透のために、YouTube 及び SNS での発信をしています。

FLOSS OR DIE

1998年にアメリカ歯周病学会が発表した歯周病予防のためのスローガンである。

和訳は「フロスをしないで、歯周病になり、病気になって死んでしまってもいいのですか？」

口腔保健に関するアンケート

実施期間 令和3年9月

対象者 茨木市内全小学校4～6年生の保護者約8,000人中、児童を通じて歯科啓発ちらしを受け取った人

回答率 令和3年0.53% 令和2年0.01%

回答方法 電子（QRコードを読み取り、ロゴフォームで集計）

質問項目	回答	令和2年度	令和3年度
年齢	30代	1人	2人
	40代	5人	34人
	50代	1人	4人
	その他	1人	1人
過去1年間の歯科受診の有無	あり	62%	61%
	なし	37%	39%
かかりつけ歯科の有無	あり	62%	80%
	なし	37%	20%
歯間ブラシ、フロスの使用状況	使用している	62%	68%
	使用していない	37%	32%

● 【評価と課題】

- 成人歯科健診はコロナ禍における受診控えの影響が減少しました。大学との連携により過去における地域別受診者数の推移を分析したうえで、健診受診勧奨を行い受診率向上に努めます。
- 学齢期における歯科疾患のさらなる減少のため、予防的取組としてフロスの配付および保護者への周知啓発をします。
- 若い世代（児童期～青年期）は、う蝕予防のための正しい歯磨き習慣の周知啓発をします。
- 働く世代（成人期）は全身の健康に影響がある歯周疾患予防のために、かかりつけ歯科医による定期的な歯科受診や、正しい歯磨き習慣の実践を促します。
- 高齢者（老年期）は、口腔の清潔を保つことは誤嚥性肺炎予防に極めて重要であることから、適切な口腔ケアおよび口腔機能の維持について、産官学連携の上、周知啓発をします。

基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策：みんなで進める健康づくり

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成元年度		令和2年度		令和3年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 地域の関係機関や 企業との連携 ② 自主的に健康づくりに取り組む人材や団体の拡大 ③ 健康づくりの場・機会の拡大	健康フェスタ	427人 (全660人)		中止 <small>(新型コロナウイルス)</small>		中止 <small>(新型コロナウイルス)</small>		市と健康づくりに取り組む大学、企業関係団体数増加
	関係機関への啓発(機関数)	86機関		166機関		36機関		
	健康経営優良法人	—		1法人 (法人数 23)		0法人 (法人数 23)		
	協定機関との連携数	—		0		2		

- 【緊急事態宣言期間等の取組(4月25日～9月30日)】
 - 健康フェスタやその他のイベントについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための対策として、密集を避けることが困難なため、中止した。
 - 地域の関係団体や民間企業等と連携し、緊急事態宣言後の小規模イベントの開催について情報交換を行った。
 - 市民活動センターでの保健・医療・福祉分野の登録団体との連携を図った。

- 【評価と課題】
 - 健康フェスタ等のイベントの開催が難しいなかでも、健康無(低)関心層への啓発は重要なことから、多くの市民が利用する市内の運動施設、遊技施設、生活必需品物資販売施設、飲食店等と連携した健康づくりを重点的に取り組みました。今後は地域ごとの健康課題を把握し、地域住民等の状況に応じた健康づくりに取り組む必要があります。
 - コロナ禍の『新たな日常』に対応したみんなで進める健康づくりとして、健康経営優良法人をはじめ、市民活動団体等との関係機関と協力した健康づくりの体制を整える必要があります。

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策 健康づくりを支える社会環境整備

取組事項	実施内容	実施指標			計画目標
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		回数	回数	回数	
① 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信	広報誌	通年	通年	通年	設定なし
	ホームページ	随時	随時	随時	
	いばライフ（アプリ）	随時	随時	随時	
	SNS	随時	通年	通年	
	茨木市ケア倶楽部	不定期	不定期	不定期	
② 関係機関の協力による情報発信（会報誌等）	茨木商工会議所	3回	3回	予定	
	JA 茨木市	—	1回	予定	
	明治安田生命（協定）	—	0回	1回	
	近畿中央ヤクルト（予定）	—	1回	3回	
	市内民間企業	—	—	35回	
	茨木市商業団体連合会	—	1回	1回	
	理容生活衛生同業組合	—	1回	1回	
	受動喫煙防止対策協力施設	—	23店舗	23店舗	

※ 通年：概ね月に1回程度の発信

※ 随時：最新情報に更新し発信

※ 不定期：関係機関への情報提供が必要な場合に発信

● 【緊急事態宣言期間等の取組（4月25日～9月30日）】

- コロナ禍により市民への直接的な啓発が困難だったため、健康増進に関する連携協定企業等の情報発信の協力を得た。
- 近畿中央ヤクルトの SNS（インスタグラム）での啓発協力や、こころの健康相談窓口リーフレットの配布を依頼した。
- 市内民間企業へ、こころの健康相談窓口リーフレットの配布を依頼した。

● 【評価と課題】

- 民間企業等の協力得ながら情報伝達ツールを利活用し、健康づくりに関する情報を発信に努めてまいります。
- コロナ禍による「新たな日常」やデジタル化に対応した健康づくりの推進が求められており、特に健康無（低）関心層への啓発のためには、様々な情報伝達ツールを利用した情報発信が今後も必要です。
そのため、引き続き関係機関との協力を強化し、より多くの協力を得て効果的な情報発信ができるよう検討してまいります。